

令和 3 年度 有明中学校部活動規約

玉名市立有明中学校

第 1 条 目 的

有明中学校の体育・文化面についての一層の向上発展を図り、心身共にたくましく健やかな生徒の育成することを目的とする。

第 2 条 組織・運営

- (1) 部の設置及び廃止は、生徒の希望、指導者の要望、施設の状況等を勘案し、年度当初に決定する。
- (2) 各部は、入部を希望する生徒をもって編成する。
- (3) 各部に顧問をおく。顧問が必要と認めた場合、外部指導者をおくことができる。
- (4) 部活動主任をおき、部活動全般の企画・立案にあたる。
- (5) 各部は、年度初めに年間活動計画を作成し、校長の承認を受ける。
- (6) 本年度は、原則として次の各部をおく。
○野球部 ○女子バスケットボール部 ○陸上部 ○男子バレーボール部
○女子バレーボール部 ○男子ソフトテニス部 ○女子ソフトテニス部
○剣道部 ○サッカー部 ○バドミントン部 ○吹奏楽

第 3 条 協議機関

- (1) 部活動運営委員会をおく。運営委員は校長・教頭・部活動主任・顧問をもってあつてゐる。
- (2) 運営委員会は、部活動の管理、運営、指導の全般について協議する。
- (3) 運営委員会で協議したことは、職員会議で決定する。

第 4 条 指導者

- (1) 各部の指導者には、本校職員があたるのを基本とする。
- (2) 必要により本校職員外の外部指導者をおくことができる。この場合は、顧問が推薦し運営委員会の承認を受け、校長が委嘱する。
- (3) 本校職員外の外部指導者は、本校部活動規約を遵守し、顧問の活動方針に従い、その支持を受けて活動にあたるものとする。
※あくまでも部活動の運営・指導の中心は、学校であり顧問である。
- (4) 外部指導者の任期は、1 年とする。(4 / 1 ~ 3 / 3 1)

第 5 条 入部に関する事

- (1) 入部者は次の事項を行うこと。
○入部願い及び保護者の同意書を提出する。
○個人使用の用具類は、個人負担とする。
○スポーツ災害保険等に参加する。 ※各部が必要に応じて加入。

第 6 条 練習時間 ※完全下校終了時間なので厳守する。

- A : 午後 7 時 0 0 分下校完了 5、6、7、8 月
B : 午後 6 時 3 0 分下校完了 2、3、4、9 月
C : 午後 6 時下校完了 10、11、12、1 月
◎練習終了後は指定された通学路を通り、寄り道せずに帰宅する。
◎できるだけ、集団で下校する。

< 申し合わせ事項 >

※玉名荒尾中学校体育連盟の申し合わせ事項に準ずる。

- ①活動は、週 5 日以内とする。（平日に 1 日、土日のどちらかを 1 日休み）
- ②各部、最低月 3 日の休日を設定する。（各部、月初めに計画表を提出する。）
- ③長期休業中（夏季・冬季・春季）は、別途計画で実施するが、終了時刻は守る。
- ④4 月及び 9 ～ 3 月（B・C）に実施される大会前に限り、練習時間を最大限 1 時間まで延長することができる。但し、中体連主催又は共催の大会であること。
- ⑤練習時間を延長する場合は、校長の承諾を受け、さらに保護者に連絡を取り連携を図る。
- ⑥原則として、定期考査 5 日前からテスト終了前日まで練習を中止する。
- ⑦朝の練習については、7 時 30 分からとする。また、週 4 日以内とする。
- ⑧毎月第 1 日曜日は「家庭の日」とし、休日とする。但し、大会が入ってきた場合は校長の承諾を得て、次週の土日どちらかに必ず休日を設ける。

第 7 条 対外試合

- (1) 対外試合等は、校長の許可承認を受ける。（対外試合許可願いを提出する。）
- (2) 定期テスト期間中の大会参加は、原則として中体連主催及び共催とする。

※熊本県教育委員会部活動指針、玉名教育委員会部活動指針及び玉名荒尾中学校体育連盟の申し合わせ事項に準ずる。

第 8 条 練習停止

部員の中に、校則違反や部員としての名誉を傷つける言動・行動等生徒指導上の問題が有った時は、練習を停止させることができる。

第 9 条 転部・退部に関する事

- (1) 1 年生の転部・退部は、夏休みまでとする。
- (2) 2 年生の転部・退部は、新年度の入部願い提出の時に認める。また、学年途中の退部は休部扱いとする場合もある。
- (3) 転部・退部は、本人保護者の届けにより顧問及び学級担任の承認があれば認める。
- (4) 転部・退部の場合は、必ず規定の届けを提出する。届けには、明確な理由と保護者の承認が必要である。

第 10 条 規約の改廃

この規約は、運営委員会の議を経て行い、校長の承認を受けるものとする。

※平成 16 年 4 月 規約改正事項
第 2 条 (6) 新入部員が定員に満たない場合は、休部になることもある。

※平成 19 年 4 月 規約改正事項
第 9 条 (4) 追加

※平成 21 年 4 月 規約改正事項
第 6 条 申し合わせ事項⑥

「考査 3 日前」を「考査 5 日前」に改訂。

※平成 22 年 4 月 規約改正事項
第 6 条 練習時間

C：午後 6 時まで 1、10、11 月を、1、10、11、12 月に改訂。

※平成 23 年 4 月 規約改正事項
第 6 条 練習時間 申し合わせ事項 ⑦の追加

第 7 条 対外試合 (2) の追加

※平成 24 年 4 月 規約改正事項
第 6 条 練習時間 申し合わせ事項 ⑦の改訂

第 9 条 (4) の内容を削除し、(5) の内容を (4) に変更

平成 24 年度有明中学校部活動規約細則を新たに追加

平成 25 年 4 月 第 6 条 申し合わせ事項⑥の改訂

平成 27 年 4 月 第 6 条 申し合わせ事項⑧の追加

※平成 28 年 4 月 規約改正事項

C：午後 6 時まで 12、1、2 月を追加し、D：を追加・改訂。

※平成 31 年 4 月 規約改正事項
第 9 条 「転部・退部に関する事」に変更

令和３年度 有明中学校部活動規約細則

1 休部及び部員募集の停止に関すること

(1) 休部については、以下の条件に当てはまる場合は休部とする。

①夏季中体連以降、各種目の大会参加可能な人数に満たない場合。

②一つの学年の部員数が０となった場合。

※新２年生と新入部員の総数が、大会参加最低人数に満たない場合は、休部もしくは廃部とする。但し、熊本県中体連が定める複数校合同部活動になる場合は校長の承認を得て、部の活動を継続する。

(2) 部員募集の停止については、以下の条件に当てはまる場合は、次年度の新入生の募集を停止する。

①(1)の休部状態が、２年連続した場合。

②休部状態が３年続いた場合は、廃部とする。

※複数校合同チームの編成規定について

本来は、あくまでも単独でチーム編成ができないことの救済を目的とした制度であり、勝利至上主義を目的とした競技力強化のための合同は認めない。

*編制のための条件

○玉名荒尾中体連の範囲内の２校間で行うこと。

○合同の対象となる部活動は、個人種目のない以下の部とする。但し、()内の人数を下回った場合のみを対象とする。

バレーボール(6)	サッカー(11)
バスケットボール(5)	野球(9)

○両校において、熊本県中体連に加盟した正式に部活動として位置づけられた部であり、それぞれに顧問が存在すること。

○両校の状況が以下の通りであること。

A: 満ちていない学校同士

B: 満ちている学校と満ちていない学校

C: 満ちていない学校へ、満ちている学校から補員協力する(レンタル制)

※以上の条件を満たした上で、玉名荒尾中体連に正式に登録・申請を行い、承認されること。